

建設消防委員会

都市計画課

令和 7 年度第 2 回浜松市都市計画審議会について

令和 7 年度第 2 回浜松市都市計画審議会（令和 7 年 9 月 11 日）において、以下について審議、了承されたため、報告します。

○浜松都市計画下水道の変更について

① 西遠浄化センター放流渠

本施設は、昭和 49 年に静岡県により都市計画決定され建設されているが、今回、静岡県事業である水門整備事業に伴う堤防位置が確定したことから、放流渠の位置を変更するもの。

<位置図>



② 観月園中継ポンプ場、渚園中継ポンプ場

本施設は、昭和 55 年に当時の舞阪町によりポンプ場として都市計画決定された。これらの施設については、人口減少等近年の社会情勢から計画汚水量の減少が見込まれることから、施設規模の適正化を図るためポンプ場施設を廃止する。

<位置図>



都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示
(令和 7 年 10 月 14 日 浜松市告示第 551 号)